

集まれ、まちの達人！

指導者を募集します

市教育委員会では、充実した生涯学習を推進するために市内で活躍できる指導者を募集しています。

指導者資格、免許の有無、ジャンルなどは問いません。あなたの豊富な知識や優れた技術などを地域のために役立ててみませんか。



てくたさい
申し込み・問い合わせ 社会教育課
社会教育係 内線3334へ

- 教室や講座などの講師として協力していただく場合があります
- 講師を紹介してほしいという依頼に対して紹介します
- 市ホームページ内にある「沼田市の生涯学習講師一覧」にまちの達人として名前を掲載します
- 指導者名を記載した冊子を、各小中学校や公民館、図書館などに配布します
- 申込期限 2月21日(金)
- その他 すでに登録を済ませた人は、1月中旬に送付したアンケート用紙を記入し、返送します

練習の成果を披露

芸能祭を開催します

第31回白沢町芸能祭

とき 3月9日(日)午前9時開会
ところ 白沢町振興局3階多目的ホール
内容 歌舞伎、獅子舞、和太鼓、民謡、ハーモニカ、コーラス、民謡、舞踊、大正琴、カラオケ、八木節、フラダンス、だんべえ踊り
問い合わせ 白沢公民館 ☎2291へ



第10回利根町芸能祭

とき 3月2日(日)午前9時開会
ところ 利根観光会館
内容 民謡、コーラス、舞踊、詩吟、ダンス
※閉会式終了後にお楽しみ抽選会を開催。抽選券は当日、利根観光会館入口で配布
問い合わせ 利根町芸能祭実行委員会事務局(利根町教育支所内) ☎内線43へ

花と緑のぐんまづくり2014in沼田 ～ふるさとキラキラフェスティバル～ 出展作品を募集します

展示期間 4月24日(木)～5月18日(日)
展示場所 中心市街地コンテスト会場

- 募集部門/規格
- ハンギングバスケット部門/幅0.8メートル×高さ1メートル以内
 - コンテナガーデン部門/幅1メートル×奥行1メートル以内
 - はじめてプランター部門/指定プランター(出展者決定後、市役所にて配布します)
- ※「はじめてプランター部門」に出展する人は、他の部門には参加できません

募集数 各部門20作品(先着順)
※各部門ごとにコンテストを実施し、優秀な作品には表彰状と賞品の授与を行います

申し込み 3月7日(金)までに住所、氏名、電話番号、ファクス番号、Eメールアドレス、性別、参加希望部門を記入し郵送、またはファクスで花と緑のぐんまづくり推進協議会事務局へ

※郵送の場合は、3月7日(金)必着
住所 〒371-8570前橋市大手町1丁目1-1
ファクス 027(221)5566

その他 参加の不可と出展の詳細については、応募者決定後に通知します

問い合わせ 花と緑のぐんまづくり推進協議会事務局(県都市計画課内) ☎027(226)3675へ



「自産自消」の生活を始めてみませんか 市民ふれあい農園 利用者を募集します

市では、来年度の市民ふれあい農園とバリアフリー区画の利用者を募集します。1年を通して、手作り野菜と土の匂いに出会えます。ぜひ、ご利用ください。



利用期間 4月1日(火)から1年間
ところ 戸鹿野町599-1
区画数 80区画(1区画当たり30㎡)、バリアフリー2区画(全18㎡)
付属設備 駐車場35台分、休憩設備、農機具庫、トイレ(バリアフリー非対応)、給水施設など
利用料 1区画5,250円(年間)
※バリアフリー区画は無料
申し込み 2月3日(月)から20日(木)までに、農林課振興係に設置された所定の用紙で同係へ
※応募多数の場合は抽選
問い合わせ 農林課振興係 ☎内線3233へ

年金の窓口から お知らせ

国民年金には保険料の申請免除制度や若年者納付猶予制度などがあります

所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により納付を免除や猶予する制度があります。免除や納付猶予期間中に事故で障害が残ったときや一家の支え手がなくなったときは、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられる場合があります。

※一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります

■申請免除制度
本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認されると保険料(①全額②4分の3③半額④4分の1)の納付が免除されます。※保険料が②・③・④で免除の承認となった場合には、残りの保険料を納めないと未納と



同じ扱いになります

■若年者納付猶予制度
30歳未満で、世帯主の所得に関係なく本人や配偶者の所得が一定の基準以下の場合に、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

申請免除制度と若年者納付猶予制度の申請期間は、7月から6月までです。今年度に申請する人は、昨年の7月からさかのぼっての受け付けとなります。

■学生納付特例制度
学生本人の所得が一定の基準以下の場合に、申請して承認されると学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度の申請期間は、4月から3月までです。来年度の申請は4月以降になります。

※申請免除制度と若年者納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予については、失業などによる理由を除いて翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279②1607へ